関する施策の基本となる事項を定 この条例では、環境の保全などに 的としています。 球環境の保全に貢献することを目 めることで、村民の皆さんが安心 村環境基本条例」を制定します。 責務を明らかにするため、「榛東 よび創造についての基本理念を定 して生活できる環境を確保し、地 め、村・村民・事業者それぞれの 榛東村では、村の環境の保全お

次のとおり行います。 するパブリックコメントの募集を の基礎とするため、この条例に対 き、よりよい村を創り上げるため の皆さんから広くご意見をいただ 条例」を制定するにあたり、村民 としています。「榛東村環境基本 プによるむらづくり」を基本理念 民とともに歩むパートナーシッ 第5次榛東村総合計画では「村

## 〇パブリックコメントとは

公募手続とも呼ばれ、行政機関な パブリックコメントとは、意見

> にあたり、広く住民に素案を公表 どが条例の制定や計画の策定など よりよい行政を目指すものです。 その条例や計画に反映することで し、出された意見などを考慮して

### 意見の募集方法

■募集期間

年4月18日 用まで 平成23年3月18日金から平成23

■意見を提出できる方

有する方。 方、およびこの条例に利害関係を 村内に在住または在勤している

|意見の提出方法

は直接持参により提出してくださ い(様式は自由)。 メール、郵送、ファックス、また 氏名および住所を記入し、 電子

F370-3593 榛東村役場住民生活課 榛東村新井790番地

MO279-54-8225 jyumin@vill.shinto.gunma.jp

> 方の公表 ■提出された意見および村の考え

# ○榛東村環境基本条例(素案)

地球環境保全に貢献することを 将来の村民の健康で文化的な生 境の保全及び創造(以下「環境 活の確保に寄与するとともに 画的に推進し、もって現在及び 等に関する施策を総合的かつ計 定めることにより、環境の保全 関する施策の基本となる事項を するとともに、環境の保全等に 民及び事業者の責務を明らかに 基本理念を定め、並びに村、村 の保全等」という。)について、 この条例は、榛東村の環

第2条 この条例において、次の 該各号に定めるところによる。 各号に掲げる用語の意義は、当

で公表します。 平成23年5月に村ホームページ

ものをいう。

公害 環境の保全上の支障

### (基本理念)

第3条 環境の保全等は、村民が 健康で文化的な生活を営むうえ

> われなければならない。 代に継承されるように適切に行 環境を確保し、これが将来の世 で必要とする健全で恵み豊かな

あって、環境の保全上の支障 より環境に加えられる影響で

環境への負荷

人の活動に

の原因となるおそれのあるも

ばならない。 役割分担の下で自主的かつ相互 それぞれの責務に応じた公平な 業者(以下「村民等」という。)が に連携協力して推進されなけれ 環境の保全等は、村民及び事

汚染、野生生物の種の減少そ

よる地球全体の温暖化又はオ

地球環境保全

人の活動に

ゾン層の破壊の進行、海洋の

共生し、循環を基調とした環境 行われなければならない。 可能な社会が実現されるように への負荷の少ない持続的発展が 環境の保全等は、人と自然が

るとともに、村民の健康で文 あって、人類の福祉に貢献す す事態に係る環境の保全で 範な部分の環境に影響を及ぼ の他の地球の全体又はその広

化的な生活の確保に寄与する

推進されなければならない。 とから、村民等が自らの課題で び事業活動において、積極的に あることを認識し、日常生活及 て確保するうえで重要であるこ で文化的な生活を将来にわたっ 地球環境保全は、村民の健

### (村の責務)

とを含む。)、土壌の汚染、騒

又は水底の底質が悪化するこ の汚濁(水質以外の水の状態 囲にわたる大気の汚染、水質 の活動に伴って生ずる相当節 のうち、事業活動その他の人

第4条 する基本的かつ総合的な施策を 策定し、及び実施する責務を有 村は、環境の保全等に関

2 努めるものとする。 環境への負荷の低減に率先して 村は、自らの事業活動に伴う

境(人の生活に密接な関係の よって、人の健康又は生活環 よるものを除く。) 及び悪臭に の掘採のための土地の掘削に 音、振動、地盤の沈下(鉱物

接な関係のある動植物及びそ ある財産並びに人の生活に密

### 村民の責務)

じ。)に係る被害が生ずること の生育環境を含む。以下同

第5条 村民は、環境の保全上 生活に伴う環境への負荷の低減 支障を防止するため、 に努めるものとする。 その日常

2 村民は、環境の保全等に自ら

環境の保全等に関する施策に協 努めるとともに、村が実施する 力する責務を有する。

### (事業者の責務)

第6条 伴って生ずる公害を防止し、又 を行うに当たっては、これに めに必要な措置を講ずる責務を は自然環境を適正に保全するた 事業者は、その事業活動

2 事業者は、その事業活動に関 低減その他の環境の保全等に自 る施策に協力する責務を有する。 が実施する環境の保全等に関す ら積極的に努めるとともに、村 し、これに伴う環境への負荷の

## 第7条村は、

推進するものとする。 する施策の策定及び実施に当 する施策を総合的かつ計画的に たっては、次に掲げる事項を基 本方針とし、環境の保全等に関 環境の保全等に関

- 生活環境を確保すること。 の健康を保護し、及び快適な 状態に保持することにより人 境の自然的構成要素を良好な 大気、水、土壌その他の環
- 地等における多様な自然環境 を体系的に保全すること。 とともに、森林、農地、水辺 生物の多様性の確保を図る
- 適な生活環境を創造すること。 史的文化的特性を生かした快 いを保つとともに、地域の歴 人と自然との豊かな触れ合

- り環境への負荷の低減が図ら 出抑制等を推進することによ ギーの有効利用、廃棄物の排 資源の循環利用、エネル
- 球環境の保全に貢献すること 的な参加を促すことにより地 破壊、酸性雨その他の地球環 保全等に関する施策への積極 的な学習を啓発し、及び環境の 境問題に対する村民等の自発 地球の温暖化、オゾン層の

### (環境基本計画)

第8条 村長は、環境の保全等に 事項について定めるものとす 関する施策を総合的かつ計画的 本計画(以下「環境基本計画」と いう。)を定めなければならない。 に推進するため、榛東村環境基 環境基本計画は、次に掲げる

- 及び総合的な施策の方向 環境の保全等に関する目標
- ために必要な事項 環境の保全等に関する施策を 総合的かつ計画的に推進する 前号に掲げるもののほか
- 3 ければならない。 東村環境審議会の意見を聴かな るに当たっては、あらかじめ榛 村長は、 村長は、環境基本計画を定め 環境基本計画を定め
- 5 画の変更について準用する。 たときは、これを公表するもの 前2項の規定は、環境基本計

6 策状況等について報告書を作成 基本計画に基づき実施された施 し、及び公表するものとする。 村長は、必要に応じて、環境

# (村の施策と環境基本計画との整

第9条 すと認められる施策を策定し に努めるものとする。 境基本計画との整合を図るよう 及び実施するに当たっては、環 村は、環境に影響を及ぼ

# 、環境の保全上の支障を防止する

第10条 村は、環境の保全上の支 となる行為及び自然環境の適正 障を防止するため、公害の原因 措置を講ずるものとする。 ある行為に関し、必要な規制の な保全に支障を及ぼすおそれが

2 講ずるように努めるものとする。 するために必要な規制の措置を は、環境の保全上の支障を防止 前項に定めるもののほか、村

### ための経済的措置) 、環境の保全上の支障を防止する

第11条 村は、村民等が自らの行 他の措置を講ずるように努める 助長するため、経済的助成その ものとする。 ための適切な措置をとることを 為に係る環境への負荷の低減の

## (公共的施設の整備)

第12条 村は、環境の保全上の支 置を講ずるものとする。 整備を促進するために必要な措 障の防止に資する公共的施設の

# (資源の循環利用等の促進)

第13条 村は、環境への負荷の低 推進されるように必要な措置を 効利用、廃棄物の排出抑制等が 源の循環利用、エネルギーの有 減を図るため、村民等が行う資 講ずるものとする。

# 、環境の保全等に関する教育及び

第14条 村は、環境の保全等に関 環境の保全等に関する広報活動 増進されるように必要な措置を ともに、これらの者の環境の保 する教育及び学習の振興並びに 講ずるものとする。 全等に関する活動を行う意欲が 全等についての理解を深めると の充実により村民等が環境の保

# (自発的な活動を推進するための

第15条 るように必要な措置を講ずるも のとする。 保全等に関する活動が促進され 民間団体が自発的に行う環境の 村は、村民等が組織する

### (情報の提供)

第16条 村は、環境の保全等に関 進に資するため、環境の状況そ 環境の保全等に関する活動の促 する教育及び学習の振興並びに 要な情報を適切に提供するよう の他の環境の保全等に関する必 前条の民間団体が自発的に行う に努めるものとする。

### (調査の実施)

第17条 村は、 環境の保全等に関

> 定に必要な調査を実施するも め、環境の状況の把握その他の する施策の適切な推進を図るた 環境の保全等に関する施策の策

## 監視等の体制の整備

第18条 村は、環境の状況を把握 要な監視、測定等の体制を整備 するものとする。 施策を適正に実施するために必 し、及び環境の保全等に関する

## 地球環境保全の推進)

第19条 村は、国、他の地方公共 国際協力の推進に努めるものと 等に関する情報交換等を行うこ 推進するとともに、環境の保全 団体その他の関係機関と協力し とにより地球環境保全に関する て地球環境保全に関する施策を

### .推進体制の整備)

第 20 条 推進するために必要な体制を整 備するものとする。 する施策を総合的かつ計画的に 村は、環境の保全等に関

### (委任)

第 21 条 ほか、環境の保全等に関し、必 要な事項は、村長が別に定める。 この条例に定めるもの

〇〇日から施行する。 この条例は、平成〇〇年〇〇月